

電力・ガス取引監視等委員会

第50回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年11月20日（月） 10：05～10：39
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、大屋敷委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○鍋島NW事業監視課長　それでは、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第50回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

本日、平瀬委員、池田オブザーバーは御欠席です。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長　それでは、これから議事を進行したいと思います。本日の議題は、議事次第に記載した2つでございます。早速ですけれども、議題1「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、これについて事務局から御説明をお願いいたします。

○下津取引監視課長　では、ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価につきまして、資料3に基づきまして御説明をいたします。私は、取引監視課長をしております下津でございます。

スライド3枚目へ行っていただきまして、既に御案内のとおりでございますけれども、2017年4月のガス小売全面自由化後、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則となっているわけでございますけれども、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等によりまして、使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合には、経済産業大臣が指定した供給区域等におきましては、経過措置として小売料金規制を存置

するということとされてございます。

今写っておりますスライドの下、白枠のところ、※のところでございますけれども、現在、経過措置料金規制の対象となっております旧一般ガスみなしガス小売事業者は4社でございます、本省所管の東邦ガス、関東経産局所管の熱海ガス、日本ガス、それから九州経産局所管の南海ガスの4社ということになってございます。

リード文、青枠の中、2つ目のポツでございますけれども、旧一般ガスみなしガス小売事業者のガス小売経過措置料金につきましては、ガス事業法に基づきまして、経済産業大臣が原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっております。

今回、本年11月1日付けでございますけれども、経済産業大臣、対象となるガス事業者を所管する経済産業局長から当委員会に対しまして、旧一般ガスみなしガス小売ガス事業者4社のうち原価算定期間中の熱海ガスを除く3社、具体的には東邦ガス、日本ガス、南海ガスですけれども、これら3社のガス小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがございましたので、事務局の方でその評価を行いました。

その評価の方法でございますけれども、まずステップ1としまして、評価の対象となっている個社の規制部門のガス事業利益率の直近3か年度平均値、これが全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の規制部門のガス事業利益率の過去10か年度平均値を上回っているかどうか、これを確認すると、そして上回っているということであれば、ステップ2に進むということになります。

それからステップ2ですけれども、今回、事後評価の対象となっております3社の前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額、これは本支管投資額の過去5年平均、又は前回料金改定時の事業報酬額のどちらかになりますけれども、その水準額を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度連続で赤字であるかどうかを確認するということとなります。

ステップ2に該当するとなりましたらステップ3に進むということになるわけでございますけれども、結論だけ先に申し上げますと、今回はいずれの社もステップ2までで終わっております。

具体的な評価につきましては、こちらにまとめてございます。表の中、一番左、ステップ1、ステップ2という列がございますけれども、まずステップ1というところがございます。規制部門のガス事業利益率による基準ということございまして、3か年度平均

①という各社の数字と、4社10カ年度平均②というところに記載の数字、これらを比較しまして、①の数字のほうが②の数字よりも大きいかどうかを見るということでございますけれども、南海ガスのみが①の数字が②の数字より大きいということになりました。そこで、南海ガスだけでございますけれどもステップ2に進むということになります。

ステップ2というところでございますけれども、まずBというところですが、規制部門の超過利潤累積額による基準ということでございますけれども、南海ガスの前回料金改定以降の超過利潤の累積額、これはこの表の⑤というところでまとめてございますけれども、⑤と比較する一定水準額が⑥となっておりまして、⑤が⑥よりも大きいかどうかということになるんですけれども、そうなっておりませんので、この基準は満たさないということになります。

もう一つ、自由化部門の収支による基準ということでございますけれども、直近2年度ということございまして、それらの数字を2021年度⑦、2022年度⑧という行に数字をまとめております。南海ガスのそれらの収支を見ますと、⑧2022年度の収支が黒字となっておりまして、この基準も満たさないということになりました。したがって、南海ガスについての事後評価もこのステップ2で終わり、次のステップには行かないということになります。

最後、スライド8枚目まで行っていただきまして、総評というところでございます。最後のポツでございますけれども、今回事後評価の対象となりました旧一般ガスみなしガス小売事業者につきましては、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかったということでございます。

なお、スライド9以降でステップ2より先のステップを記載しておりますけれども、説明は割愛させていただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた議題1、これに関する質疑を行いたいと思います。御質問あるいは御発言御希望ということであれば、Teamsの挙手機能を使って御発言の旨、意思表示をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。どなたかいらっしゃいますか。

3社についていずれもノーということでありまして、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかったというのが結論であります。いかがでしょうか、どなたかいらっしゃいますか。

ますか。——特によろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本件につきましては特に異論はなかったということでございますので、事務局案のとおり、電力・ガス取引監視等委員会へ報告するということにいたします。事務局はこの方針で対応を進めていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議題2に移ります。議題2は「ガス導管事業者の託送収支の事後評価について」であります。事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料4について、ネットワーク事業監視課から御説明いたします。

まず、資料の構成を2ページに書いておりますけれども、最初に法令に基づく事後評価を行った上で、その関連する確認を4、5で行うということにしたいと考えております。

まず3ページ目ですが、ガス導管事業者の託送収支の事後評価については、毎年行っているものであります。1.の趣旨のところですが、本年11月1日付で経済産業大臣及び各経済産業局長等から本委員会に対しまして、ガス導管事業者の収支状況の確認について意見聴取があったということでありまして、これを踏まえまして、料金制度専門会合で確認するということが本委員会のほうでなりましたので、事務局の評価を御確認いただきたいと考えております。

その上で、法令に基づく事後評価に加えて、追加的な分析・評価としまして、値下げ届出が行われた場合におけるその届出内容の確認などを行いたいと思っております。

4ページ目ですけれども、事後評価の対象事業者ですが、全国のガス導管事業者のうち託送供給約款を策定している等の事業者147社について、2022年度の収支状況の評価いたします。御案内のことかとは思いますが、一般ガス導管事業は、自ら維持・運用する導管を用いて供給区域において託送供給を行う事業でありまして、特定ガス導管事業は、自ら維持・運用する導管を用いて特定の供給地点において託送供給を行う事業ということになっております。

続きまして、5ページ目から法令に基づく事後評価に入ります。

6ページ目であります。法令に基づく事後評価につきましては、昨年度までと同様、審査基準を踏まえて以下の進め方で実施したいと考えております。

まずストック管理として、超過利潤累積額が一定水準額を超えているかどうか。フロー管理として、想定単価と実績単価から算出した乖離率が-5%を超えているかどうかで抽出します。その上で、期日までに料金値下げ届出を実施する予定であるかを聴取し、フロ

一管理において現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認するという流れにしたいと考えます。

7ページ目は、昨年度の事後評価の内容です。

8ページ目は、先ほど申し上げたストック管理とフロー管理についてそれぞれ詳しく書いておりまして、ストック管理につきましての一定水準というのは、事業報酬額が本支管投資額の5年間平均のいずれかを各社が選ぶということになっております。フロー管理については、先ほど申し上げたとおりです。

9ページ目でありますけれども、各社の超過利潤累積額につきましてまず確認いたしました。ストック管理で言いますと、3社、うち1社においては2地区が該当するというところで、仙南ガス、ENEOSエルエヌジーサービス、関西電力の堺地区及び姫路地区が発動基準となる一定水準額を超過しております。このうち仙南ガスと関西電力の2社（2地区）につきましては、本年4月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外されます。

10ページですけれども、超過利潤累積額が一定水準を超過した1社で、かつ最近に値下げ届出を行っていない会社ということでENEOSエルエヌジーサービスについては、翌事業年度の開始の日までに料金値下げ届出が行われない場合は、所管の経済産業局長の変更命令の対象となり得るということではありますが、当該事業者につきまして、期日までに料金値下げ届出を実施する予定である旨を確認しております。

続きまして11ページですけれども、こちらフロー管理です。乖離率で見ますと、7社において、乖離率が変更命令の基準となる-5%を超過しております。

12ページですけれども、この7社のうち翌事業年度の開始の日までに料金値下げ届出が行われない場合は、変更命令の対象となり得ます。他方で、事業者から料金水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてもよいということになっております。

13ページですけれども、このうち7社中6社におきましては、料金値下げ届出を実施する予定であるという確認が取れております。1社、福山ガスであります。こちらについては合理的な説明を実施するとの回答がありました。6社については、今後料金値下げ届出の内容を確認するということにしまして、福山ガスにつきましては、説明の合理性を確認したいと思っております。福山ガスについては、一昨年度及び昨年度の事後評価においても乖離率が-5%を超過して、説明の合理性を確認したというものであります。

14ページですけれども、福山ガスの会社概要及び乖離率計算書は下のようになっておりまして、想定と大きく乖離しているのは需要であります。需要が想定よりも60%以上、実際の需要が大きくなっております。

これにつきまして、15ページで福山ガスからの説明の内容について記載しております。福山ガスの説明によりますと、少し小さな字で書いてありますけれども、顧客である特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生しているということでありまして、この需要の増量分を除いた上で乖離率を算定すると、右下の表にありますけれども、乖離率は-0.18%となるということでありまして。

これは昨年、一昨年も話を聞いているわけですが、昨年までの説明ですと、A社の需要増は2018年から2023年までのことであるという説明を受けておりました。A社の供給設備を改修工事し使用できなくなるため、その間のガス不足を補うことを目的に、同社に対しまして都市ガス供給量を大幅に増大させるという説明を受けていたところですが、ただ直近の状況を確認しますと、A社につきましては一部の工事は竣工させているということで、左下の乖離原因の詳細というのを見ていただきますと、2021年には39,874千 m^3 の需要増がありましたが、2022年になりますとほぼ半減しております。ここは設備が竣工した結果だということでありまして。もう一つ設備を造っているそうですけれども、この設備の改修工事は、行っているけれども継続中で、今年中には工事は完了しない見通しであるということだそうです。A社からは、2024年にかけて増量供給をお願いしたいと言われているということでありまして。

ということでありまして、15ページの下にありますけれども、福山ガスからの説明は、今回の事後評価においては合理的であると評価し、料金値上げを行わなくてもよいこととしてはどうかという結論かとは思いますが、ただ今後の需要量については、継続的に確認していくこととしたいと考えております。

16ページは、そうした今までの説明を踏まえまして、これが結果でありますけれども、以下で本委員会のほうに報告したいと考えております。まず1つ目のポツですけれども、ストック基準につきまして、仙南ガスと関西電力は今年値上げを行っておりますので、それを除いた1社、ENEOSエルエヌジーサービスについてはストック管理基準を超過しておりますので、期日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われるかを確認する、行われない場合は変更命令を行うということとしたいと思っております。

それからフロー基準に関しまして7社、今年度値下げを行った事業者を除いての7社で

すけれども、7社につきまして、6社については期日までの値下げ届出が行われるかを確認する。1社福山ガスにつきましては、今回については水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたということで、変更命令の対象外としたいと考えております。

それを踏まえまして、17ページ以下で今後のスケジュールですが、18ページで、御異論なければ本日の審議内容を本委員会のほうに上げまして、本委員会で議論した上で、経産大臣及び経産局長に対しまして、法令に基づく意見回答を行いたいと考えております。

その上で、来年1月1日に値下げ届出期限が来る館林瓦斯、山口合同ガスについては、値下げ届出内容を確認し、そういう会合を2月中旬に料金制度専門会合で行いたいと思っております。それをもちまして、本年度中の事後評価については終わりとしたいと思っております。2月中旬の料金制度専門会合の結果をまた本委員会のほうに上げたいというふうに考えております。

19ページ以下は、関連する分析になります。

まず20ページですが、これは昨年度行った21年度託送収支の事後評価で、基準を超過した事業者の値下げ届出内容についてです。4社ほどが対象となります。

21ページですけれども、この4社のうち東北天然ガスについては、2022年4月1日に値下げ届出を行い、残り3社については、今年の4月1日に値下げ届出を行っております。それぞれ合理的なものであるかどうかを確認したいと思っております。

22ページですが、まず需要の見通しですが、これについては特段大きな変動はなく、直近の実績値などを聞いて想定値をつくっているというふうに考えております。

23ページですが、費用面についてですが、これも基本的には直近の見込みを用いて費用をつくっているものと考えておりますが、中部電力ミライズについては費用が大幅に下がっております。これについては、原価が下がっていている理由については事務局で聴取しておりまして、おおむね妥当というふうには考えております。事業者間精算などが下がっていているというようなことで、こうした数字にしているということでもあります。

ということで24ページですが、今回確認を行っている4社については、届出内容についていずれも妥当な想定であると考えております。

25ページ以降で触れておりますのは、関西電力（2地区）についてのことです。

26ページですけれども、関西電力の堺地区・姫路地区におきましては、2020年度、21年度、22年度におきまして想定単価と実績単価の大きな乖離が確認されておりました。22年4月1日に行った料金値下げによりまして、制度上は経済産業局長からの変更命令の対象

外となりました。

他方で、昨年度この会合で行った事後評価におきまして、22年4月1日に行った料金値下げによっても引き続き想定単価と実績単価の大きな乖離が見込まれることが明らかとなり、その後、同社においては2023年4月にさらに値下げを行うという方針であるとの説明を受けました。実際、そういうふうな値下げは行われたところであります。

以前の会合におきまして、値下げ後の料金の妥当性については法令に基づく事後評価の中で確認を行うということを議論していたのですが、となりますと今回議論することになるんですが、現時点で値下げ水準の妥当性を検証する十分なデータが同社から提出されていないという事情がありまして、今次会合ではなく、年明けになると思いますが、今後の会合において改めて確認を行うこととしたいと考えております。

27ページは、昨年度、今年の3月3日に議論した内容になります。

28ページ以下は参照条文を添付しているものです。

資料についての説明は以上となります。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、ガス導管事業者の託送収支の事後評価であります。御説明いただきました内容について、御発言御希望、御質問あるいはコメントがあれば、先ほどと同じように挙手機能でこちらにお知らせをいただければ、私のほうから順次御指名したいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

今回は託送の話でして、ストック基準とフロー基準、これについて議論していただきました。現状、今年度についての分と過去の分について値下げがあった、それが適切かどうかというこの2つ、これの御議論いただきたいと思いますが、どなたか御発言いらっしゃいますか。

北本委員の手が挙がりました。北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員　　ありがとうございます。福山ガスの取扱いについて確認です。

スライド15、当初A社の一時的な著しい需要増の期間が2018年から2023年であり、実際に需要の半分は稼働していることは確認できていますが、半分のみがいつまで続くかということ事務局で確認をお願いしたいと思います。一時的な取扱いが正しいかどうか、2024年度までである予定なのか、それ以降も続く可能性があるのか、それによって来期の事後評価の確認事項が変わってくるかと思えます。よろしく申し上げます。

○山内座長　　ありがとうございます。

そのほかの方でいらっしゃいますか、御発言の御希望は。

松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。発言します。今出てきた福山ガスを含めた7社の件です。

まず、6社については改定を行うということですが、事務局が正しく説明してくださったとおり、その妥当性、本当に値下げ幅が妥当かどうかをこれから確認するということだと思います。以前にも発言しましたが、仮に乖離が100あるとしても、1だけ補正して改定すれば、それで値下げ届出制の下で改定したという扱いになり、それでオーケーなのかというと、そうではないということ。コストベースに基づくことを確認することは、以前の会合で確認させていただいた点だと思います。適切な幅の改定になっているのかについては、引き続き精査をお願いします。

それから、今問題になった福山ガスの件です。まず、私は2024年度で終わるものだという説明を受けたと理解していますが、私の理解が間違っているとすれば、合理的な説明なので妥当だと、今回改定しなくてもいいと判断してもよいとは言いがたくなる。24年度終了予定だということは、明確に今御回答をお願いします。

その上で、もともと5年間だったわけで、5年間の需要増が一時的——著しい需要増というのは間違いないんですが、一時的と言えるかどうかは少し微妙なのだけども、それでも5年間ということで合理的な説明だと以前受け入れたと思います。これが最初から6年だったとすれば、一時的と言ってもいいかどうかは、そもそも議論になり得たと思います。

今回の場合には、もともと5年の計画で、5年というのも不当な予測ではなかったとは思いますが、結果的に1年延びたということがあり、しかもこれはA社の都合によって延びた。福山ガスの都合で延びたわけじゃなくてA社の都合で延びたということなので、仕方ない面はある。このような大規模な改修では、1年ぐらい遅れることは普通にあり得ることなので、今回も認めることはある意味で合理的だとは思う。しかしこのようなことを簡単に認めると、例えば当初は5年間ですと言って、その後ずるずる10年間ずっと毎年毎年延びましたと言いつけて、都合15年間増量するときに、それは一時的ともはや言えないのだけれども、毎年毎年見ると、直近の1年見ているから一時的に見えるなどというように、何か脱法的なことを許しかねない。増加は24年度までだということを前提として認めるということであって、もし来年度も同じ説明。つまり2024年度に終わる予定だったが、延びて25年度も増える見込みとなったら、毅然としてノーと言わなければいけないと私は

思います。この場でこの点を確認しておかないと、審査が骨抜きになってしまうと思います。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかに御発言御希望いらっしゃいますか。――ほかにいらっしゃいませんか。

それでは、特に福山ガス関係でコメントいただきました。事務局からコメントお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　福山ガスですけれども、北本委員、松村委員から御指摘をいただきました。本件ですが、事務局の認識としては、増量供給については24年度で終わると認識しております。2点ございまして、1点は、A社における工事の状況でありますけれども、大きく2つの設備があり、1つは竣工しているということであるんですけれども、もう一つの設備についても工事は行われていると承知しております。

ということで、全くの架空のことではなく、現実に工事は行われているということであるということ。それからA社と福山ガスのやりとりを踏まえると、A社側から依頼を受けている増量供給は24年までであるということであると。そうした外形的なものも事務局において中国経産局を通じて確認しまして、その上で、24年までで増量供給は終わるのであろうと判断したところであります。工事ですので、松村委員から御指摘のあったとおり、何か事故などが万が一ありましたら遅れはあり得ると思うんですけれども、今この時点では、24年度で増量供給が終わるとするのはそうした外形的な話があって、それで判断したということでありまして。もしそれが違う話になってきましたら、またこの会議で御議論いただければというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○山内座長　ありがとうございました。

ということですが、ほかに御発言ありますか、追加的でも結構ですけれども。――ありがとうございました。

ということで、基本的に事務局案でよいかと思うんですが、今御指摘受けた点については、御指摘の内容を踏まえてまた確認をしていただく、必要であればまた議論すると、こういうことにしたいと思っておりますけど、このような措置でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、そのようなことで、基本的に事務局案のとおり進めていただいて、これも審査結果を本委員会に報告していただくということになります。先

ほど申し上げたように、御指摘の点はまた御確認いただくということをお願いいたします。

本日本日予定していた議事は以上ということになります。特に御発言なければ、議事進行、以降は事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 山内座長、ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第50回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——